

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 29 年 6 月 14 日現在

機関番号：32675

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2013～2016

課題番号：25380621

研究課題名(和文)セグメント情報に関する実証研究 マネジメント・アプローチの意義と課題

研究課題名(英文)Empirical research on segment reporting: Evidence from Japan

研究代表者

中野 貴之 (NAKANO, Takayuki)

法政大学・キャリアデザイン学部・教授

研究者番号：70287952

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,600,000円

研究成果の概要(和文)：2011年以降、日本ではセグメント情報に関する新基準が導入されている。新基準は、セグメント情報の改善を目的として、マネジメント・アプローチ(MA)という世界標準の方法を導入した。本研究の目的は、MAの導入効果について検証することである。本研究の発見事項は、以下のとおりである。第一に、MA導入後、セグメントの分割の程度が大きくなるなど、セグメント情報の内容はとくに従来単一セグメントであった企業を中心として改善した。第二に、セグメント情報は経営者の経済的インセンティブの影響を受けていることは明らかになったが、MA導入後、そうした行動が抑止されていることを示す証拠は見出されなかった。

研究成果の概要(英文)：In the fiscal year ended March 31, 2011, a new standard on segment information was introduced in Japan. The new standard aims to improve segment information by introducing a global standard method called the Management Approach (MA). The purpose of this research is to study the effect of introducing MA. The findings of this research are as follows. First, after the introduction of MA, the degree of segmentation grew larger, and there was an improvement in the content of segment information, particularly in businesses that originally used a single segment. Second, we found that segment information is influenced by managers' economic incentives, but no evidence was found to indicate that such behavior was deterred after the introduction of MA.

研究分野：財務会計

キーワード：セグメント情報 マネジメント・アプローチ プロプライエタリー・コスト エージェンシー・コスト

1. 研究開始当初の背景

2011年3月期決算以降、日本企業のセグメント情報が刷新された。同決算以降、セグメント情報の開示に関する新基準（企業会計基準第17号「セグメント情報等の開示に関する会計基準」）が適用されたためである。

今日の事業活動において、事業の多角化およびグローバル化が進展する中、事業別および活動地域別の業績を示す、セグメント情報がますます重要になってきており、新基準適用後、(A)セグメント情報はどのように変化したのか【開示内容に関する検証】、(B)経営者による会計行動に変化が生じたのかどうか【会計行動に関する検証】という点は、財務諸表作成者、財務諸表利用者および監査人等から解明する必要性の大きい研究課題である。しかし、研究開始当初、アカデミックの立場から、かかる課題に本格的に着手した研究は、わが国においてはほとんど存在していない状況にあった。

新基準の特徴は、セグメント情報開示の国際的コンバージェンスを達成すべく、IFRS（国際財務報告基準）およびSFAS（米国財務会計基準）に倣い、マネジメント・アプローチ（以下、MA）と称される方法を導入した点にある。

MAとは、簡潔に表現すれば、社内で実際に使用している業績評価等の単位（部門、事業部、子会社等）をベースにセグメントの区分を行い、かつ、そこで実際に使用されている指標（売上、利益等）をセグメント別に開示することをいう。MAを世界ではじめて導入したのは米国である（SFAS第131号（1997年）「企業のセグメントおよび関連情報に関する開示」）。1970年代に世界に先駆けてセグメント報告を導入した米国では、セグメント報告に対する財務諸表利用者のニーズが非常に大きく、財務諸表利用者のニーズを十分に考慮してMAを導入した。

その後、10年程度が経過した後、IFRSおよび日本基準も、米国においてMAが好意的に受け入れられていることを踏まえて、米国型のMAを導入した。ここにセグメント会計基準の国際的コンバージェンスは達成され、MAはセグメント会計基準の国際標準となっている。

研究開始当初、米国ではMAに基づく報告の実務が10年以上経過する一方、EU諸国をはじめとするIFRS適用諸国、および、日本ではMAが適用されて間もないという時期にあった。上述のように、日本では新基準導入の効果に関する実証研究はほとんど存在していない状況にあったが、IFRS適用諸国、とくにEU諸国については適用後ごく短期間のデータを利用した実証研究の成果がすでに発表されていた。

MAに関する実証研究は、世界に先駆けて導入した米国はもとより、IFRS適用諸国を対象とした実証研究も蓄積されつつあり、世界

の主要国のうち、日本を対象とした検証のみが行われていないという状況にあった。したがって、研究開始当初、当該研究課題に取り組む必要性は大きかった。

2. 研究の目的

以上のように、わが国においては2011年3月期決算以降、セグメント情報等の開示に関する新基準が導入され、新基準により、いかなる効果が発現したか否かが注目されていた。この点を踏まえ、本研究の目的は、新基準導入後、(A)セグメント情報はどのように変化したのかどうか【開示内容に関する検証】、(B)経営者による会計行動には変化が生じたかどうか【会計行動に関する検証】を明らかにすることである。

MAの導入前、社内の組織構造に拘わらず、産業別にセグメントを区分することが要請されており、事実上、セグメントをどのように区分するかは経営者の判断に委ねられていた。たとえば企業会計基準委員会は、MAの導入を検討する際、「現在、我が国を代表する大企業の2割近くが単一セグメント、もしくは重要性が低いとの理由で事業の種類別セグメントを作成しておらず、現行制度が十分に機能していないと思われる」（企業会計基準委員会、2008a、第42項）と指摘しており、社内の実際のセグメントに比べて、外部報告用のセグメントは集約の程度が大きく（分割の程度が小さく）、大括りに区分されたものが採用されているという認識を示していた。もし、MAの導入が有効に機能しているとすれば、社内の実際のセグメントの区分により開示されることになり、セグメントの分割の程度は向上するはずである。(A)開示内容に関する検証を行う意義は、以上の点にある。

ただし、セグメントの集約等はすべての企業において一律の行動がとられているわけではなく、セグメントの情報開示に消極的であってセグメントの分割の程度が小さい企業もあれば、情報開示に積極的であって分割の程度が大きい企業もある。こうしたセグメント情報に対する経営者の会計行動を決める要因として、プロプライエタリー・コスト仮説（以下、PC仮説）とエージェンシ・コスト仮説（以下、AC仮説）の二つが主張されてきた。

PC仮説とは、経営者はセグメント情報の開示を通じて、超過利益の大きい事業の業績が他者に知られるのを防ぎたいという動機をもつ、というものである。事業の魅力が他社に知られる結果、競争が激化することにより利益率が低下し、最終的に企業価値が減少するのを防ぐためである。

一方、AC仮説とは、経営者はセグメント情報を通じて、業績不振事業の業績が株主に知られるのを防ぎたいという動機をもつ、というものである。経営者のモラルハザードに

より AC が発生していることが株主に知られる結果、経営者に対するモニタリングが強化されたり、解雇等の制裁が行われるのを防ぐためである。

MA 導入前、経営者は比較的自由にセグメント情報を作成することができていたとすれば、PC 仮説あるいは AC 仮説を裏付ける会計行動をとっていた可能性がある。それに対して、MA 導入後、経営者が自由にセグメントの区分を行うことが難しくなるなど、裁量の余地が狭められる効果が発現しているとすれば、PC 仮説あるいは AC 仮説に沿った行動はとりづらくなるはずである。

(B)会計行動に関する検証は、以上の仮説を検証するものである。

3. 研究の方法

上記の(A)開示内容に関する検証および(B)会計行動に関する検証に取り組むため、次の研究を行った。

(1) MA の導入効果に関する文献サーベイ

世界に先駆けて MA を導入した米国、米国内に倣って導入した欧州等の企業を対象とした実証研究をサーベイし、すでに明らかになっている事実を確認した。

(2) 開示内容に関する検証

わが国では、セグメント情報の開示は 1991 年 3 月期決算より制度化され、当初、実務における受入を促すため段階的導入が行われ、1998 年 3 月期決算をもって当初の制度が完成した。その後、2011 年 3 月期決算以降、MA が導入され、今日に至っている。

本研究では、日本企業の開示内容を網羅的に検証するため、制度化から MA 導入までの変化について、上場企業のデータを用いて検証した。

(3) 会計行動に関する検証

MA の導入が、PC 仮説あるいは AC 仮説に沿った経営者の会計行動に対して、いかなる効果が発現したか否かについて、考察を行った。

4. 研究成果

(1) MA の導入効果に関する文献サーベイ

：〔雑誌論文〕中野(2016b)〔学会発表〕中野(2014b)〔図書〕中野(2014)

米国では、1990 年代後半に MA を導入したが(SFAS 第 131 号(1997 年))、その後、数多くの研究が MA の有効性について検証した。まず(A)開示内容については、MA の導入後、セグメントの分割の程度が有意に向上するなど、MA の導入によりセグメント情報の内容が改善したとする証拠が支配的であった。また、(B)会計行動については、MA の導入前の期間、PC 仮説や AC 仮説と整合的な証拠が

見出される一方、MA の導入後、こうした行動が緩和されたとして MA の導入を支持する証拠が見出されている。このように米国企業を対象とする研究では、MA の導入を肯定する見解が支配的である。

一方、欧州企業をはじめ米国以外の企業を対象とした研究では、MA の導入の効果について必ずしも一致した見解は得られていない。(A)開示内容については、MA の導入後、改善したとする研究もあれば、変化していないとするものもある。(B)会計行動に関する検証についても同様である。したがって、米国のように MA の導入によりプラスの効果が一律に発現したとはいえない状況にある。

EU における IFRS の強制適用の効果を検証した研究によれば、各国固有の会計基準から IFRS への変更の効果は一律に生じるものではなく、各国の法規制の整備状況、経営者のインセンティブ等の影響を受けることが明らかになっている。IFRS 適用国における MA の導入についても、一律に効果は発現しておらず、何が原因しているかについては未解明であるといえる。

この他、公正価値のレベル別開示を扱った文献のサーベイを行った。IASB(国際会計基準審議会)および FASB(米国財務会計基準審議会)は、公正価値で評価される資産・負債を信頼性の高い順にレベル 1~3 に階層化し開示することを要求しているが、実証研究では、金融機関を中心として、証券市場は有用な情報として利用していることが明らかになっている。同情報はセグメント情報の一種と捉えることができ、主に事業会社を想定した従来のセグメント情報に加えて、公正価値の領域においてもある種のセグメント情報が提供され、かつ、有用な情報と見られていることを確認した。

(2) 開示内容に関する検証

：〔雑誌論文〕中野(2016)〔学会発表〕中野(2014a)

わが国において、セグメント情報の開示が制度化されて以降の期間を対象として、日本の上場企業の開示データを用いて検証した。制度化当初、事業別セグメント情報を開示する企業は 4 割程度に留まっていたが、2010 年には 63.88%の企業が同情報を開示するに至っている。さらに、2011 年に MA が導入されると、同情報を開示する企業の割合は 69.74%まで上昇しており、MA の導入がセグメント情報の開示率に対してプラスの効果を及ぼしていることがわかった。

一方、所在地別セグメント情報については、2000 年代に入り、日本企業のグローバル化が進展するのに応じて、開示する企業が増加し、2010 年には同情報の開示率は 37.66%に達した。ところが MA の導入に伴い、事業別および所在地別セグメント情報の双方を開示する必要がなくなると、同開示率は 10.52%まで急落している。MA の導入は事業別セグメン

ト情報の開示率を高める一方、所在地別セグメントの開示を後退させたことが明らかになった。

以上の結果は、MA 導入前、単一セグメントであるとして開示してこなかった企業が事業別セグメントの開示を開始したこと、ただし所在地別セグメントの開示は後退したことを意味している。

MA の導入効果を見るため、セグメント情報の開示率に加えて、セグメントの分割の程度（セグメント数、ハーフィンダール指数）に注目した。MA の導入前後の期間（2006-2010、2011-2015）を比較すると、セグメントの分割の程度は平均的に上昇していることを示す証拠を一部得た。とくに当該上昇は、MA 導入後に複数セグメントとなった企業群において顕著である。それらの企業は、MA の導入後、セグメント数の平均値（中位数）が 2.89 (3)まで上昇しており、MA の導入により、これらの企業群のセグメントの分割の程度が有意に改善したことが確認された。

一方、MA の導入前より複数セグメントであった企業群についても、単一セグメントであった企業群ほどではないものの、セグメントの分割の程度が改善したことを示す証拠が得られた。

以上の検証の結果、MA の導入により、日本企業のセグメント情報の開示内容は平均的に改善した、とくに、こうした傾向は、従来、単一セグメントであった企業群において顕著であることが確認された。この他、再表示データ（MA 導入直前期のセグメント情報を、MA に基づき再表示したもの）を用いた検証を行ってみたが、以上の発見事項とおおむね整合的な結果を得た。

以上述べてきたことから、日本においては MA の導入によりセグメント情報を改善させる効果が発現したと考えられる。

(3) 会計行動に関する検証

：〔雑誌論文〕中野（2017）〔学会発表〕中野（2016a）、中野（2016b）

わが国の上場企業を対象とした大量データに基づく検証、および、特定の企業を対象とした事例研究を行った。

上場企業を対象とした検証では、PC 仮説および AC 仮説の検証を行った。経営者は、セグメントの集約や全社共通費の配賦の調整等により、収益性の高い（低い）事業の業績が公表されるのを防ぐ行動をとる、という PC 仮説（AC 仮説）を構築し検証を行った。

まず、独立変数には、セグメント情報の質の代理変数として、セグメント別収益性のレンジ（または標準偏差）を採用した。一方、独立変数には、PC および AC の代理変数として、主たる業種の異常収益率を採用した。もし、経営者が PC 仮説と整合的な行動を平均的にとっているとすれば、独立変数と目的変数の関連性は有意に負に、一方、AC 仮説と

整合的な行動を平均的にとっているとすれば、両者の関連性は有意に正になる、と事前に予想した。

重回帰分析の結果、まず、独立変数の係数は有意に正であり、AC 仮説と整合的な証拠を得た。さらに MA の導入後、AC 仮説に基づく行動が抑制されているか否かについても検証を試みたが、MA 導入後、上記の関連性が緩和されたことを示す証拠を見出すことはできなかった。したがって、MA 導入後、わが国の上場企業において、AC を動機とするセグメント情報の集約等の行動が抑止されたとはいえない。ただし、PC および AC の代理変数、および、コントロール変数の追加等について改善の余地が残されているため、以上の結論は暫定的であり、引き続き検証を行っていきたい。

また事例研究として、会計不正が発覚した企業のセグメント情報を検証した。このケースでは、業績不振部門の業績を実際よりも良く見せるという AC 仮説に沿った行動がとられていたことがわかった。本研究は事例研究であるため、AC 仮説がわが国の上場企業全般において妥当するか否か、さらには MA の導入の影響については必ずしも明らかではない。これらの点について、引き続き検証を行っていく。

5 . 主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計 2 件)

中野貴之（2017）「会計不正と経営分析—セグメント情報の観点から—」『経営分析研究』33: 12-22. (査読なし)

中野貴之（2016）「セグメント情報の会計制度と開示情報の変化—制度化から MA の導入まで—」『会計監査ジャーナル』28 (7): 90-97. (査読なし)

〔学会発表〕(計 4 件)

中野貴之（2016a）「セグメント情報をめぐる会計行動」、日本経営分析学会第 32 回秋季大会自由論題報告、2016 年 10 月 22 日、国土館大学世田谷キャンパス（東京都世田谷区）。

中野貴之（2016b）「会計不正と経営分析—セグメント情報の観点から—」、日本経営分析学会第 33 回年次大会統一論題報告、2016 年 5 月 21 日、中部大学春日井キャンパス（愛知県春日井市）。

中野貴之（2014a）「セグメント情報におけるマネジメント・アプローチ導入の効果に関する検証」、日本経営分析学会第 30 回秋季大会自由論題報告、2014 年 11 月 8 日、岐阜経済大学（岐阜県大垣市）。

中野貴之（2014b）「国境を超える実証研究」、資金会計フォーラム設立準備委員会統一論題報告、2014 年 7 月 6 日、愛知学院大学楠元キャンパス（愛知県名古屋市）。

〔図書〕(計1件)

中野貴之(2014)「金融商品に関する実証研究」、菊谷正人編著『IFRSにおける資産会計の総合的検討』税務経理協会: 141-150.(査読なし)

〔産業財産権〕

- 出願状況(計0件)
- 取得状況(計0件)

〔その他〕

なし

6. 研究組織

(1)研究代表者

中野 貴之(NAKANO, Takayuki)

法政大学・キャリアデザイン学部・教授

研究者番号: 70287952